

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年七月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年七月二十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井

昌 行

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 三芳富士見線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
富士見市諏訪一丁目一七九一 番一地从り同市諏訪一丁目 一三六六番一地从りまで		区 間
二十・十五 〽二一・九三	二十・〇六 〽二一・九三	敷地の幅員 (メートル)
一七・四六		延長 (メートル)
歩道拡幅による。		備 考